

○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を改正する省令案の新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>別表第六号 高周波利用設備の許可申請書及び添付書類の様式（第26条関係）</p> <p>第1 申請書 略</p> <p>第2 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）</p>	<p>別表第六号 高周波利用設備の許可申請書及び添付書類の様式（第26条関係）</p> <p>第1 申請書 略</p> <p>第2 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）</p>

長

高周波利用設備 申請書 (装置分) (注2)						※整理 番号	
1 工 事 設 計	(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極の結合方式	(6) 装置内電源ろ波器
	(装置の別)	(7) しやへい部分	(8) 機器の製造者名	(9) 機器の型式又は名称	(10) 機器の製造番号		
	(11) 高周波そく流線輪	(12) 電源ろ波器	(13) しやへい室等	(14) その他の工事設計	(15) 添付図面		
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		アしやへい室 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 材料 構造 イ設備を設置する建物の構造		□ア線路系統図 □イ装置の系統図 □ウ装置の外観を示す図又は写真		
	(16) 無線設備規則第65条第1項における区別				(17) 定格入力電力		
計	(18) 無変調搬送波状の妨害波の発生 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		(19) 無変調搬送波状以外の変動妨害波の発生 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無				
2	設置場所付近の図面		<input type="checkbox"/> 設置場所付近の建造物等の状況を示す図				
3	参 考 事 項						
4	ふりがな 氏名又は名称		6 設備の種別				
5	ふりがな 住 所						
7	設 置 の 目 的						
8	設 置 場 所						
9	高周波電流を通ずる線路	(1) 種 別	(2) 区 間	10 許可の番号	11 許可の年月日		
※ 備 考							

↑ 25 ミリメートル ↓

短 辺 (日本工業規格A列4番)

短

長

高周波利用設備 申請書 (装置分) (注2)						※整理 番号	
1 工 事 設 計	(装置の別)	(1) 使用周波数	(2) 発振方式	(3) 占有周波数帯幅又は周波数変動幅	(4) 高周波出力	(5) 負荷と電極の結合方式	(6) 装置内電源ろ波器
	(装置の別)	(7) しやへい部分	(8) 機器の製造者名	(9) 機器の型式又は名称	(10) 機器の製造番号		
	(11) 高周波そく流線輪	(12) 電源ろ波器	(13) しやへい室等	(14) その他の工事設計	(15) 添付図面		
	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		アしやへい室 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 材料 構造 イ設備を設置する建物の構造		□ア線路系統図 □イ装置の系統図 □ウ装置の外観を示す図又は写真		
	2 設置場所付近の図面		<input type="checkbox"/> 設置場所付近の建造物等の状況を示す図				
3 参 考 事 項							
4	ふりがな 氏名又は名称		6 設備の種別				
5	ふりがな 住 所						
7	設 置 の 目 的						
8	設 置 場 所						
9	高周波電流を通ずる線路	(1) 種 別	(2) 区 間	10 許可の番号	11 許可の年月日		
※ 備 考							

↑ 25 ミリメートル ↓

短 辺 (日本工業規格A列4番)

短

注1・2 略

3 各欄の記載は、次のとおりとすること。

区	別	記載する欄	備考
1 電力線搬送通信設備又は誘導式通信設備（以下この表において「通信設備」という。）	(1) 新設許可の申請（法第100条第1項の許可の申請をいう。以下この表において同じ。）の場合	1の(1), (2), (3), (4), (8), (9), (10), (11)(注1), (12), (14)及び(15)並びに3から8まで及び9(注1)	(注1) 電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備に限る。
	(2) 変更の許可の申請又は届出（法第100条第5項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。）の場合	1の(1)(注2), (2)(注2), (3)(注2), (4)(注2), (8)(注2), (9)(注2), (10)(注2), (11)(注2), (12)(注2), (14)(注2)及び(15)(注2), 3, 4, 5, 6(注3), 7(注3), 8(注3), 9(注3), 10, 11	(注2) 行政手続等における情報技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第三項の規定による電子処理組織を使用せず、申請を行う場合には、記載事項を記載する欄に限る。
2 医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	(1) 新設許可の申請の場合	1の(1), (2), (3), (4), (5), (6), (7), (8), (9), (10), (12), (13), (14), (15), (16), (17), (18)及び(19)並びに2から8まで	(注3) 8の欄又は9の欄の記載事項を変更する場合に限る。
	(2) 変更の許可の申請又は届出の場合	1の(1)(注2), (2)(注2), (3)(注2), (4)(注2), (5)(注2), (6)(注2), (7)(注2), (8)(注2), (9)(注2), (10)(注2), (12)(注2), (13)(注2), (14)(注2), (15)(注2), (16)(注2), (17)(注2), (18)(注2)及び(19)(注2), 2(注2), 3, 4, 5, 6(注3), 7(注3), 8(注3), 10, 11	

注1・2 略

3 各欄の記載は、次のとおりとすること。

区	別	記載する欄	備考
1 電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は誘導式読み書き通信設備（以下この様式において「通信設備」という。）	(1) 新設許可の申請（法第100条第1項の許可の申請をいう。以下この表において同じ。）の場合	1の(1), (2), (3), (4), (8), (9), (10), (11)(注1), (12), (14)及び(15)並びに3から8まで及び9(注1)	(注1) 電力線搬送通信設備及び誘導式通信設備に限る。
	(2) 変更の許可の申請又は届出（法第100条第5項において準用する法第17条の許可又は届出をいう。以下この表において同じ。）の場合	1の(1)(注2), (2)(注2), (3)(注2), (4)(注2), (8)(注2), (9)(注2), (10)(注2), (11)(注2), (12)(注2), (14)(注2)及び(15)(注2), 3, 4, 5, 6(注3), 7(注3), 8(注3), 9(注3), 10, 11	(注2) 行政手続等における情報技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第三項の規定による電子処理組織を使用せず、申請を行う場合には、記載事項を記載する欄に限る。
2 医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	(1) 新設許可の申請の場合	1の(1), (2), (3), (4), (5), (6), (7), (8), (9), (10), (12), (13), (14)及び(15)並びに2から8まで	(注3) 8の欄又は9の欄の記載事項を変更する場合に限る。
	(2) 変更の許可の申請又は届出の場合	1の(1)(注2), (2)(注2), (3)(注2), (4)(注2), (5)(注2), (6)(注2), (7)(注2), (8)(注2), (9)(注2), (10)(注2), (12)(注2), (13)(注2), (14)(注2)及び(15)(注2), 2(注2), 3, 4, 5, 6(注3), 7(注3), 8(注3), 10, 11	

4～17 略

18 1の(16)の欄は、設備規則第65条第1項第1号から第7号までのうち該当する号を「第1号」のように記載すること。また、別に告示するものに該当するときはその旨も記載すること。

19 1の(17)の欄は、定格入力電力を「1kVA」のように記載すること。

20 1の(18)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

21 1の(19)の欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

22 2の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路及び空地等の状況を示して提出すること。(提出する場合には、□にレ印を付けること。)ただし、通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに使用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度が、設備規則第65条第1項第1号から第4号に掲げる最大許容値以下である場合においては、当該図面の提出を要しない。

23 3の欄は、次の事項を記載すること。

(1) 略

(2) 実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条第3号に規定する各種設備(450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを超え、かつ、30メートルの距離における磁界強度が $37.1 + 20 \log_{10} \sqrt{\frac{P}{500}}$ デシベル(毎メートル1マイクロアンペアを0デシベルとする。)を超えるものに限る。)(以下「実験設備」という。)の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次の項目を記載すること。

ア～カ 略

(3) 略

24～31 略

32 変更の許可の申請又は届出の場合は、注1から注30まで(注16を除く。)によ

4～17 略

18 2の欄の設置場所付近の図面は、医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備に限り、その設置場所を中心とした概略半径200メートルの円内の略図に建造物、道路及び空地等の状況を示して提出すること。(提出する場合には、□にレ印を付けること。)ただし、設備規則第65条に定める通信設備以外の高周波利用設備の使用周波数による発射又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値が、医療用設備及び各種設備にあつては30メートルの距離において毎メートル100マイクロボルト以下、工業用加熱設備にあつては100メートルの距離において毎メートル100マイクロボルト以下である場合においては、当該図面の提出を要しない。

19 3の欄は、次の事項を記載すること。

(1) 略

(2) 実験を目的とする電力線搬送通信設備又は施行規則第45条第3号に規定する各種設備(450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを超え、かつ、30メートルの距離における電界強度が毎メートル $\sqrt{\frac{P}{500}}$ ミリボルトを超えるものに限る。)(以下「実験設備」という。)の場合は、実験に係る計画書を添付する旨記載し、当該計画書に次の項目を記載すること。

ア～カ 略

(3) 略

20～27 略

28 変更の許可の申請又は届出の場合は、注1から注26まで(注16を除く。)

<p>るほか、次によること。</p> <p>(1) 変更に係る事項は、該当欄に変更後の事項を記載すること。</p> <p>(2) 5の欄から11の欄まで(8の欄及び9の欄は、当該欄の事項に係る変更の場合を除く。)は、許可状の記載事項により記載すること。</p> <p>第3 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。） 略</p>	<p>によるほか、次によること。</p> <p>(1) 変更に係る事項は、該当欄に変更後の事項を記載すること。</p> <p>(2) 5の欄から11の欄まで(8の欄及び9の欄は、当該欄の事項に係る変更の場合を除く。)は、許可状の記載事項により記載すること。</p> <p>第3 添付書類（設備規則第60条第2号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。） 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第六号第2の規定にかかわらず、高周波利用設備（設備規則第六十条第二号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備を除く。）の添付書類の様式は、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

3 改正後の別表第六号第2注22の規定にかかわらず、図面の提出を要しない医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。

4 前項及び改正後の別表第六号第2注22の規定にかかわらず、図面の提出を要しない医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備のうち、中心周波数が二三・五六MHz、二七・一二MHz、四〇・四六MHz、四〇・六八MHz又は四一・一四MHzである超音波ワエルダー、放電加工装置及び工業用高周波放電動起方式レーザー発生装置については、この省令の施行の日から起算して五年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。